

広島県選挙管理委員会告示第二十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、次のとおり指定した旨、尾道市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十六年四月二十一日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の名称	所在地	指定年月日
旧原田中学校	尾道市原田町梶山田六六番地	平成二六年四月四日